

## 法定後見制度の概要

	後 見	保 佐	補 助
対象となる方	判断能力が欠けているのが 通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申し立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官など 市町村長 (注1)		
成年後見人等 (成年後見人・保佐人・補助人) の同意が必要な行為	—	民法13条1項所定の行為 (注2)(注3)(注4)	申立ての範囲内で家庭裁判所が 審判で定める「特定の法律行為」 (民法13条1項所定の行為の一部) (注1)(注2)(注4)
取り消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上 (注2)(注3)(注4)	同上 (注2)(注4)
成年後見人等に与えられる 代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で 家庭裁判所が審判で定める 「所定の法律行為」(注1)	同左 (注1)
制度を利用した場合の 資格などの制限	医師、税理士等の資格や会社役員、 公務員等の地位を失うなど (注5)	医師、税理士等の資格や会社役員、 公務員等の地位を失うなど	—

(注1) 本人以外の者の請求により、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。  
補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

(注2) 民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

(注3) 家庭裁判所の審判により、民法13条1項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲を広げることができます。

(注4) 日常生活に関する行為は除かれます。

(注5) 公職選挙法の改正により、選挙権の制限はなくなります。